

於ケル疾病ハ工傷ト同様ニ扱ハレタシ

六、金給付場所設置ノ件

右取組ニ金給付場所ヲ設置シ衛生設備ノ完全ヲ圖ラレタシ

七、飯休ヲ一時写トスルコト

健康上飯休ニ時写ハ断然一時写トスルコト

八、時計ニ要スル件

備付時計ハ正確ヲ期セラレタシ、尚ニ場若親
ニ時計ヲ備付ケ且ツ帰り伝度ニ十分注意ヲ
ヲ興ハラレタシ

九、休日ニ要スル件

毎日曜休日トサレタシ

十、取組義務行使ノ件

取組義務行使ノ場合ハ(徴兵検査、臨時検査)ノ場
合ニハ一日分ヲ支給シ皆勤手差ニハ是等御事ナキ

ナト、厚俸召集ノ場合ハ其ノ時写半日分支給ノコト

十一、保護工取組ノコト

工場場ニ従ヒ二時写以上ノ取組ヲ強要セラレ

十二、解雇手差ノ件

会社ノ都合ニヨリ解雇スル場合ハ次ノ割合ニテ
解雇手差ヲ支給セラレタシ

- 一ヶ月以内 日給二通五分 六ヶ月以内 一ヶ月分
- 一ヶ月以内 日給五分

勤続一ヶ月ヲ増ス毎ニ一ヶ月分宛ヲ増スコト

十三、臨時休業

臨時休業ノ場合ハ日給ヲ支給スルコト